

「暴風を含む警報」または「特別警報」の発令時における措置

滋賀県立能登川高等学校

台風の接近により「暴風を含む警報」または「特別警報」が発令された場合の登校については、下記の非常措置要領に従って行動すること。

【全日制】 【定時制昼間部】

① 始業時刻の繰り下げおよび自宅待機（生徒の登校以前）

午前6時においてなお「暴風を含む警報」または「特別警報」が発令中の場合は始業時刻を繰り下げます。生徒は自宅待機をし、

- A. 午前 8時までに解除された場合は3限より授業開始
- B. 午前 9時までに解除された場合は4限より授業開始
- C. 午前10時までに解除された場合は5限より授業開始

② 臨時休業（生徒の登校以前）

午前10時においてなお「暴風を含む警報」または「特別警報」が発令中の場合は臨時休業とします。自宅で学習しなさい。

【定時制夜間部】

① 臨時休業（生徒の登校以前）

午後3時においてなお滋賀県内において「暴風を含む警報」または「特別警報」が発令中の場合は臨時休業とします。自宅で学習しなさい。

緊急時連絡電話番号

全日制：1年次：0748-42-5242 2年次：0748-42-5342 3年次：0748-42-5442

定時制：0748-42-5042

代 表：0748-42-1305（平日 8:25～16:55）



能登川高校携帯サイト

台風情報を流します。アドレスをお気に入りに登録してください。

<http://sc.machicomi.jp/notog284/>